

議案第 160 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）12 月 22 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 中「第 11 条の 3」を「第 11 条の 4」に改め、同条を第 11 条の 4 とし、第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に係る所得割及び均等割額の減額）

第 11 条の 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 11 条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した各年度の所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。第 12 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この条において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第 11 条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した各年度の所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した各年度の所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第10条の規定により国民健康保険税の課税額について月割をもって算定する場合において、前項の規定により所得割額及び被保険者均等割額を減額しようとするときは、月割をもって算定した課税額から、同項の規定による減額を行うものとする。

第12条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第12条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月1日以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月31日以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。